

池田市地域防災計画（令和 7 年度修正案） 新旧対照表

R 8.
池田市防災会議

新 旧 対 照 表 (1／28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第1編 総 則 第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 (略) 市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。	第1編 総 則 第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 (略) 市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。この際、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	P 2 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R3.5) の反映 ・感染症対策の観点の記載
第1編 総 則 第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 1 市 (略) さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。	第1編 総 則 第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 1 市 (略) さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。また、災害応急対策においては、関係機関が実施する災害危険性の予測を踏まえ、先行的に安全施策を講ずる。	P 2 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R3.5) の反映 ・災害危険性の早期予測に係る事項を追記
第1編 総 則 第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 2 市民 (2) 災害への備え ① 家屋の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止 3 事業者 (2) 災害への備え ① 事業継続計画 (BCP) の策定や非常時マニュアル等の整備 ② 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止	第1編 総 則 第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 2 市民 (2) 災害への備え ① 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止 3 事業者 (2) 災害への備え ① 事業継続計画 (BCP) の策定や非常時マニュアル等の整備 ② 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止	P 2 ① 府【R3.1 修正】との内容整合 P 3 ① 府【R3.1 修正】との内容整合
第1編 総 則 第6節 災害形態 この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的な特性に、人口、家屋の集中等の社会的な危険性や、過去において発生した災害履歴を総合的に勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次の通りであり、これらの複合災害についても考慮する。	第1編 総 則 第6節 災害形態 この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的な特性に、人口、家屋の集中等の社会的な危険性や、過去において発生した災害履歴を総合的に勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次の通りであり、これらの複合災害 (同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象) についても考慮する。	P 1 3 ③府【R5.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R4.6) を反映 ・複合災害の定義を明確化

新 旧 対 照 表 (2 / 28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 建築物の耐震化、不燃化、都市空間の確保と整備等により、総合的かつ面的な都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」(大阪府都市整備部)を活用するものとする。 また、「災害危険度判定調査」の結果を踏まえ、(略)	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 建築物の耐震化、不燃化、都市空間の確保と整備等により、総合的かつ面的な都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」(大阪府都市整備部)を活用するものとする。 市は、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。 また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。 さらに、「災害危険度判定調査」の結果を踏まえ、(略)	P 1 7 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画の修正 (R3.5) を反映 ・「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策による災害に強いまちの形成について記載 ・府における個別避難計画作成の働きかけやまちづくりにおける安全性確保の促進について記載
第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 6 建築物の安全性に対する指導 建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備、安全対策等について、建築基準法等に基づく指導助言を行う。 また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等のユニバーサルデザイン化を促進する。	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 6 建築物の安全性に対する指導等 建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備、安全対策等について、建築基準法等に基づく指導助言を行う。 市及び建築物の所有者等は、強風等による屋根瓦の脱着・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。 また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等のユニバーサルデザイン化を促進する。	P 1 9 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画の修正 (R3.5) を反映 ・落下物の防止対策について記載

新 旧 対 照 表 (3/28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 10 ライフライン災害予防対策 (2) 下水道 災害による下水道施設の機能の低下、停止を避けるため、下水道施設設備の強化と保全に努める。 ア 施設及び設備の改築・更新に当たっては、(以下略) イ 今後、施設の老朽化を迎えるため、「ストックマネジメント計画」に基づき計画的に改築を行う。 ウ 下水処理機能の確保のため必要な防災対策として、下水道施設とその設備において耐震化を促進する。特に配管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用を推進する。 エ 管渠、中継ポンプ場及び終末処理場において、重要施設の複数系列化を図る。 オ 管渠、中継ポンプ場及び終末処理場をネットワーク化し、(以下略)	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 10 ライフライン災害予防対策 (2) 下水道 災害による下水道施設の機能の低下、停止を避けるため、下水道施設の強化と保全に努める。 ア 下水道施設の改築・更新に当たっては、(以下略) イ 老朽化した下水道施設について、「ストックマネジメント計画」に基づき計画的に改築を行う。 ウ 下水処理機能の確保のため必要な防災対策として、下水道施設の耐震化を促進する。特に下水道システムの急所施設、重要施設に接続する管路の耐震化を優先的に推進する。 エ 管渠及び終末処理場をネットワーク化し、(以下略) オ (項目番号前詰め)	P 2 0 ⑤文言の修正（一般的な用語の使用、現在の重点事項等の反映、現状との整合等）
第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 10 ライフライン災害予防対策 (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社） イ 電気通信システムの高信頼化 (略) ○ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 10 ライフライン災害予防対策 (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社） イ 電気通信システムの高信頼化 (略) ○ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。 ○ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、府及び市町村の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。	P 2 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○最近の施策の進展等を踏まえた修正
第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (1) し尿処理 ア、イ (略) (2) ごみ処理 あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画 11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (1) し尿処理 ア、イ (略) ウ 避難者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 (2) ごみ処理 あらかじめ仮置場等の候補地を検討しておく。また、仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。	P 2 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・し尿処理における初期対応に係る記載を追記 ・用語の統一

新 旧 対 照 表 (4/28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 水害予防計画 3 農地等防災対策 (略) ○ ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要な水防ため池を中心にハザードマップを作成し、改修補強工事を実施する。	第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 水害予防計画 3 農地等防災対策 (略) ○ ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要な水防ため池を中心にハザードマップを作成し、改修補強工事を実施する。 ○ 市は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、府等との速やかな情報共有に努める。	P 2 4 ④府【7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・ため池の減災対策に係る記載を追記
第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 水害予防計画 4 水害減災対策の推進 (1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な指定緊急避難場所の確保 市は、浸水想定区域において、次の事項を定め、住民に周知させるため「池田市ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布するとともに市ホームページに掲載する。 (2) (略) (3) 防災訓練の実施・指導 イ 浸水想定区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 水害予防計画 4 水害減災対策の推進 (1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な指定緊急避難場所の確保 市は、浸水想定区域において、次の事項を定め、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を明らかにするほか、住民に周知させるため「池田市ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布するとともに市ホームページに掲載する。 (2) (略) (3) 防災訓練の実施・指導 イ 浸水想定区域内に位置し、本計画（関係資料）に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。 また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じ、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。	P 2 4～2 5 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）の反映 ・その他の河川における市町村等へ浸水想定の情報提供について記載 P 2 5 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）の反映 ・避難誘導等の訓練結果の市町村長への報告を義務化（水防法改正（R3.5）） ・市町村は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行うことを記載

新 旧 対 照 表 (5 / 28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 4 地域防災拠点の整備 5 防災訓練の実施	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 4 地域防災拠点の整備 5 装備資機材等の備蓄・整備 防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、備蓄及び整備に努める。特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化を図る。 (1) 資機材等の備蓄及びライフライン確保のための体制の整備 災害応急対策等に必要な各種資機材等の備蓄に努めるとともに、ライフラインの復旧に関する関係団体等との協定を有効に活用し、早期に復旧できる体制を維持する。 (2) 資機材等の点検 備蓄、保有する装備・資機材は随時点検及び補充交換を行い、直ちに使用できる状態を維持する。 (3) データの保全 市業務を早期に復旧するために必要な各種データを整備、保管する。 特にデータ及びシステムのバックアップ体制に万全を期する。 6 防災訓練の実施 (※項目番号順次繰り下げ)	P 3 6 ①府【R3.1 修正】との整合 記述欠落部分の加筆修正 (市が締結中である各種協定の有効活用を強調)
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 5 防災訓練の実施 府、市、防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。 (略)	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 6 防災訓練の実施 (※項目番号順次繰り下げ) 府、市、防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を実践型訓練など訓練要領を工夫するとともに、感染症対策にも配慮しつつ民間事業者等と連携しながら実施する。 (略)	P 3 6 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R2.5) の反映 実践型の防災訓練等の記載、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等の記載

新 旧 対 照 表 (6 / 28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 8 防災に関する調査研究の推進 災害要因の検討をはじめとする被害想定、防災体制等について継続的に資料を収集し、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を行い、総合的、計画的な防災対策を推進するための指針とする。 この際、府等の実施する調査研究と連携するとともに、情報の提供を受ける。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 9 防災に関する調査研究の推進 (※項目番号順次繰り下げ) 災害要因の検討をはじめとする被害想定、防災体制等について継続的に資料を収集し、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を行い、総合的、計画的な防災対策を推進するための指針とする。 この際、府等の実施する調査研究と連携するとともに、情報の提供を受ける。 また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用努める。	P 3 7 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R3.5) の反映 新しい情報通信通信技術の活用・災害対応業務のデジタル化を記述
第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 11 自治体被災による行政機能の低下への対策 (3) 防災対策推進員の受入れ 勤務時間外に市域で震度5弱以上を観測した場合に派遣される府の防災対策推進員の受入れについて、大阪府池田土木事務所と連携し、訓練等を通じて、発災時における円滑な活用の促進に努める。	第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 12 自治体被災による行政機能の低下への対策 (※項目番号順次繰り下げ) (3) 応援職員の受入れ 応急対策職員派遣制度や府の緊急防災推進員を活用した応援職員の受入れについて、大阪府池田土木事務所と連携し、訓練等を通じて、発災時における円滑な活用の促進に努める。	P 3 9 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R3.5) の反映 応急対策職員派遣制度や応援職員確保システムの活用方法の習熟等について記載
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第2節 情報収集伝達体制の整備 3 災害広報体制の整備 (1) 広報体制の整備 エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第2節 情報収集伝達体制の整備 3 災害広報体制の整備 (1) 広報体制の整備 エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保 障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。	P 4 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・障がい者への情報共有体制の整備・充実等や多様な手段による緊急通報の仕組の整備等について記載

新 旧 対 照 表 (7 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第3節 救助・救急体制の整備 3 消防団の活性化 (略) (1) 体制整備 人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層を含めた住民の消防団活動への参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入などを考慮しつつ、組織強化に努める。 (2) 消防施設、装備の強化 消防車両・可搬式ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。 (3) 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。 (4) 自主防災組織との連携強化 (略)	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第3節 救助・救急体制の整備 3 消防団の活性化 (略) (1) 体制整備 青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。 (2) 消防施設、装備の強化 大規模災害に備え、ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・可搬式ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実強化に努める。 (3) 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。 (4) 地域との交流 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 (5) 自主防災組織との連携強化 (略)	P 4 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・消防団の充実強化について記載
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備 2 医療情報の収集伝達体制の整備 (1) 広域災害救急医療情報システムの導入 災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を導入する。この際、医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用電源及び非常用通信手段の確保に努める。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備 2 医療情報の収集伝達体制の整備 (1) 広域災害救急医療情報システムの導入 災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を導入する。この際、医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用電源及び多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。	P 4 3 ～ 4 4 ④府【R7.3 修正】の反映 ○能登半島地震の振り返りを踏まえた修正 ・通信手段の確保の充実に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (8/28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備 1 陸上輸送体制の整備 (3) 災害時の応急点検体制等の整備 (略) 情報の収集体制や応急点検体制を整備する。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備 1 陸上輸送体制の整備 (3) 災害時の応急点検体制等の整備 (略) 情報の収集体制や応急点検体制を整備する。 また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。	P 4 8 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・アンカーパス部等の道路の冠水防止に係る記載を追記
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備 3 輸送手段の確保体制 緊急時において確保できる車両の配備や運用をあらかじめ定めるとともに、民間輸送会社等との連携に努め、民間事業者等から調達する必要があるものについては「緊急通行車両等事前届出」を行う。 4 緊急通行車両の事前届出 災害対策の実施に際し、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、公安委員会（池田警察署）に対し事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備 3 輸送手段の確保体制 緊急時において確保できる車両の配備や運用をあらかじめ定めるとともに、民間輸送会社等との連携に努め、民間事業者等から調達する必要があるものについては「 緊急通行車両確認申出 」を行う。 4 緊急通行車両の事前届出 災害対策の実施に際し、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、公安委員会（池田警察署）に対し 緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。	P 4 8 ④府【R7.3 修正】の反映 ○災対法の改正(R5.8)を反映 ・緊急通行車両確認標章等の事前交付制度の反映
第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 3 指定避難所の指定・整備 (略) 指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）を指定する。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知に努める。また、指定避難所の安全性及び避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空家・空室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。	第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 3 指定避難所の指定・整備 (略) 指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）を指定する。 この際、感染症対策等の見地から、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、患者発生時の対応を含め、防災部局と保健福祉部局が連携して必要な措置を講じるよう努める。 また、指定避難所の安全性及び避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、 協定先のホテル・旅館等の活用 、応急住宅としての空家・空室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。 さらに、市HPを活用し、指定避難所の場所、能力、家庭動物の受入れ方法等について住民への周知を図るほか、災害時には、避難所の開設状況等を各種手段を通じて発信・提供する。	P 5 1 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）の反映 ・感染症対策等を踏まえた、防災担当と保健福祉担当の連携について記載 ・協定先のホテル・旅館等について記載 ・指定避難所の場所、受け入れ人数等の住民への周知について記載 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・指定避難所における家庭動物の受入れ方法の周知に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (9／28)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 3 指定避難所の指定・整備 (1) 指定一般避難所の指定 エ 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備や仮設トイレ・マンホールトイレの開設基盤の整備を進める。また、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、停電時に備え非常用発電機を整備する。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 3 指定避難所の指定・整備 (1) 指定一般避難所の指定 エ 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備や電力容量の拡大、仮設トイレ・マンホールトイレの開設基盤の整備を進める。また良好な生活環境を確保するために、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。	P 5 1 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R2.5) の反映 ・避難所の電力容量の拡大 ④府【R7.3 修正】の反映 ・男女双方の視点を考慮した施設の利用計画の作成に係る記載 ③府【R5.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R4.6) を反映 ・再生可能エネルギーの活用を含む非常用発電設備等の整備について記載
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 3 指定避難所の指定・整備 (3) 在宅避難者・車中避難者支援拠点の指定 イ 車中避難者用スペースが設置された場合、所在地が属する小学校区の避難所を支援拠点して指定し、在宅避難者と同様の支援を行う。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 3 指定避難所の指定・整備 (3) 在宅避難者・車中避難者支援拠点の指定 イ 車中避難者用スペースが設置された場合、所在地が属する小学校区の避難所を支援拠点して指定し、在宅避難者と同様の支援を行う。この際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	P 5 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・車中泊に係る記載を追記
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 4 指定避難所の運営・管理体制の整備 (7) 新型コロナウイルス感染症等の感染症環境下での避難所運営要領を確立するとともに、非接触型体温計やパーティション等、必要な資機材を準備する。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備 4 指定避難所の運営・管理体制の整備 (7) 新型コロナウイルス感染症等の感染症環境下での避難所運営要領を確立するとともに、非接触型体温計やパーティション等、必要な資機材を準備する。 この際、夏季の熱中症対策のため、熱中症の予防や対処法に関する普及徹底に努める。	P 5 2 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R3.5) の反映 熱中症対策のため、予防措置や対処法の普及徹底

新 旧 対 照 表 (1 0 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備 第8節 緊急物資確保体制の整備 災害による家屋の滅失、損壊等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。	第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備 第8節 緊急物資確保体制の整備 災害による家屋の滅失、損壊等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。この際、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。	P 5 5 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・地域完結型の備蓄施設に係る記載を追記
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第8節 緊急物資確保体制の整備 2 救援物資の確保 (1) 市 ウ 池田市防災備蓄倉庫の運用 災害発生時に市民に供給する緊急物資の備蓄、受入れ、配分等を円滑にするため、池田市防災備蓄倉庫を運用する。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第8節 緊急物資確保体制の整備 2 救援物資の確保 (1) 市 ウ 備蓄・供給体制の整備 災害発生時に市民に供給する緊急物資の備蓄、受入れ、配分等を円滑にするため、物資拠点として池田市防災備蓄倉庫を運用するとともに、平素から訓練を通じて運用の実効性を向上する。また、避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・府・市において共有することで、迅速かつ効率的な物資配送を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。	P 5 6 ①府【3.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R2.5) の反映 ・物資調達・輸送調整等支援システムの活用等について記述
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第10節 交通確保体制の整備 1 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社） 鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第10節 交通確保体制の整備 1 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社） 鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼす恐れがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道輸送の安全確保に努める。	P 6 2 ②府【4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正 (R3.5) の反映 ・鉄道輸送の安全確保について記載

新 旧 対 照 表 (1 1 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備 市は、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」並びに大阪府が策定した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」及び「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を活用して、全体計画を整備するとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応に努める。 また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、居住状況や避難支援理由を適切に反映したものを定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるほか、避難支援等に携わる関係者（警察機関など）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 なお、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定に努める	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備 市は、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定・令和7年6月更新）」並びに大阪府が策定した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド（令和5年3月作成・令和7年3月更新）」を活用して、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、デジタル技術を活用しつつ、平常時より避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、居住状況や避難支援理由を適切に反映したものを定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるほか、避難支援等に携わる関係者（警察機関など）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 なお、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別避難計画の策定に努める。	P 6 3 ⑤国・府の資料名の更新 ④府【R7.3 修正】の反映 ○施策の進展等を踏まえた修正 ・避難行動要支援者支援プラン及び全体計画に係る記載を削除 ○防災基本計画の修正を反映 ・個別避難計画の作成時において留意すべき事項について修正
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備 (2) 避難行動要支援者となるものの範囲 市は避難行動要支援者として、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下のいずれか又は複数の要件に該当する者とする。 ア 要介護認定3～5を受けている者 イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（免疫障害を除く） ウ 療育手帳Aを所持する者 エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 オ 上記以外で市の支援を必要とする者（略）	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備 (2) 避難行動要支援者となるものの範囲 市は避難行動要支援者として、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下のいずれか又は複数の要件に該当する者とする。 ア 要介護認定3～5を受けている者 イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（免疫障害を除く） ウ 療育手帳Aを所持する者 エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 オ 80歳以上で高齢者のみの世帯の者 カ 上記以外で市の支援を必要とする者（略）	P 6 3 ⑤ 市R6.7 修正時の修正ミスの是正（内容欠落のまま修正）

新 旧 対 照 表 (1 2 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 3 指定福祉避難所の指定 市は、(中略) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するするとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。 (略)	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第11節 避難行動要支援者支援体制の整備 3 指定福祉避難所の指定 市は、(中略) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。指定福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するするとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。 (略)	P 6 7 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・多様な情報伝達手段の確保に係る記載を追記
第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 市は、地震防災対策特別措置法により知事が作成する第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。 ① 計画の初年度 平成28年度 ② 計画事業の内容 ○ 防災関係 防災倉庫 ○ 消防関係 災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材	第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 市は、地震防災対策特別措置法により知事が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。 ① 計画の初年度 令和3年度(第6次)及び令和8年度(第7次) ② 計画事業の内容(第7次は予定) ○ 防災関係 防災無線の整備等 ○ 教育関係 校舎の耐震化改修等 ○ 消防関係 消防用車両等の更新等	P 7 0 ⑤記述内容の更新
第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 防災知識の普及啓発 (略) 併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、(以下略) (1) 普及啓発の内容 イ 災害への備え (略) ○ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定や家屋・塀・擁壁の予防・安全対策 (略)	第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 防災知識の普及啓発 (略) 併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、(以下略) (1) 普及啓発の内容 イ 災害への備え (略) ○ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定や家屋・塀・擁壁の予防・安全対策 ○ 消火器、感震ブレーカーの設置 (略)	P 7 1 ～ 7 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・男女双方の視点、感震ブレーカーの設置等について追記

新 旧 対 照 表 (1 3 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 防災知識の普及啓発 (1) 普及啓発の内容 イ 災害への備え (略) ○ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 (略) ウ 災害時の行動 (略) (2) 普及啓発の方法 イ 防災週間、防災とボランティアの週間など、防災に関する諸行事に合わせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進、活用による普及啓発を実施する。	第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 防災知識の普及啓発 (1) 普及啓発の内容 イ 災害への備え (略) ○ 指定緊急避難場所・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 (略) ウ 災害時の行動 (略) ○ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ○ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動 ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動 (2) 普及啓発の方法 イ 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間など、防災に関する諸行事に合わせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進、活用による普及啓発を実施する。	P 7 2 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）の反映 記載内容の具体化、充実、専門家を活用した啓発について追記 P 7 3 ④府【R7.3 修正】の反映 ○最近の施策の進展等を踏まえた修正 ・南海トラフ地震臨時情報に係る記載を追記等
第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 (略) 2 学校等における防災教育 3 災害教訓の伝承	第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 (略) 2 学校等における防災教育 3 消防団等が参画した防災教育 市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努める。 4 災害教訓の伝承（※項目番号順次繰り下げ）	P 7 4 ③府【R5.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R4.6）を反映 ・防災教育等における消防団員の参画について記載

新 旧 対 照 表 (1 4 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考								
第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 3 災害教訓の伝承 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 4 災害教訓の伝承（※項目番号順次繰り下げ） 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。	P 7 4 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・災害教訓の伝承に係る記載を追記								
第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備 4 地区防災計画の策定等 自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、（以下略）	第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備 4 地区防災計画の策定等 (1) 自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、（以下略） (2) 地区防災計画の策定状況 <table><tr><td>連番</td><td>地 区 等</td><td>計 画 名</td><td>認定時期</td></tr><tr><td>1</td><td>荘園1丁目防災会</td><td>地区防災計画（池田市荘園1・2(1・2)丁目）</td><td>令和7年〇月</td></tr></table> ※計画本文は、市HPに掲載	連番	地 区 等	計 画 名	認定時期	1	荘園1丁目防災会	地区防災計画（池田市荘園1・2(1・2)丁目）	令和7年〇月	P 7 7 ⑤計画提案を受けた地区防災計画を規定するため新規追加 ただし、計画本文は市HPに掲載し、計画修正の容易性を確保
連番	地 区 等	計 画 名	認定時期							
1	荘園1丁目防災会	地区防災計画（池田市荘園1・2(1・2)丁目）	令和7年〇月							
第2編 災害予防活動 第3章 地域防災力の向上 第3節 ボランティアの活動環境の整備 4 活動支援体制の整備 (1) 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、幹旋若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。	第2編 災害予防活動 第3章 地域防災力の向上 第3節 ボランティアの活動環境の整備 4 活動支援体制の整備 (1) 災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、幹旋若しくは提供できるよう、男女双方の視点を考慮しつつ、あらかじめ計画するとともに、災害ボランティアセンターの設置位置について検討する。	P 7 8 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・災害ボランティアセンターに係る記載を追記								

新 旧 対 照 表 (1 5 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 8 土砂災害警戒活動 (1) 警戒活動の基準 ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ① 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ② 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域	第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 8 土砂災害警戒活動 (1) 警戒活動の基準 ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ① 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ② 山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域	P 9 6 ～ 9 7 ④府【R7.3 修正】の反映 ○国通知に基づく修正 「土砂災害危険箇所」等の 使用停止
第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 8 土砂災害警戒活動 (1) 警戒活動の準備 イ 土砂災害警戒情報の留意点 (略) また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。 (略)	第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 8 土砂災害警戒活動 (1) 警戒活動の準備 イ 土砂災害警戒情報の留意点 (略) また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的ながけ崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。 (略)	P 9 7 ④府【R7.3 修正】の反映 ○表現の適正化 ・「土砂災害警戒情報の基準設定及び検証の考え方」（令和5年3月）の記述に合わせた文言修正
第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 8 土砂災害警戒活動 (2) 斜面判定制度の活用 府及び市は、必要に応じて、法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。	第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 8 土砂災害警戒活動 (2) 斜面判定制度の活用 府及び市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。	P 9 7 ④府【R7.3 修正】の反映 ○国通知に基づく修正 「土砂災害危険箇所」等の 使用停止

新 旧 対 照 表 (1 6 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 12 通信手段の確保 【情報収集伝達経路】	第3編 自然災害応急対策 第4節 災害情報収集伝達・警戒活動 12 通信手段の確保 【情報収集伝達経路】	P 1 0 0 ④府【R7.3 修正】の反映 ○大阪府災害等応急対策実施要領の改訂 (R7.3) を反映

新 旧 対 照 表 (1 7 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第5節 災害広報 防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ広く市民に対し、正確かつきめ細かな情報提供と広聴活動を行う。災害広報の実施に当たっては、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。	第3編 自然災害応急対策 第5節 災害広報 防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ広く市民に対し、正確かつきめ細かな情報提供と広聴活動を行う。災害広報の実施に当たっては、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 なお、府及び市は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。	P 1 0 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・インターネット上の偽情報・誤情報への対策に係る記載を追記
第3編 自然災害応急対策 第9節 医療救護活動 医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じて迅速かつ適切な医療（「助産」を含む。以下同じ。）活動を実施する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。	第3編 自然災害応急対策 第9節 医療救護活動 医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じて迅速かつ適切な医療（「助産」を含む。以下同じ。）活動を実施する。また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。	P 1 1 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○表現の適正化
第3編 自然災害応急対策 第9節 医療救護活動 6 医薬品等の確保供給活動 地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対し供給の要請を行う。	第3編 自然災害応急対策 第9節 医療救護活動 6 医薬品等の確保供給活動 池田市薬剤師会との薬事医療救護に関する協定に基づき、その他、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対し供給の要請を行う。	P 1 1 5 ④府【R7.3 修正】の反映 ○最近の施策の進展等を踏まえた修正 ・医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制の確保に係る記載を追記
第3編 自然災害応急対策 第10節 避難誘導 1 高齢者等避難 (1) 市長は、河川で氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるときに、高齢者等避難を発令・伝達する。 (2) 市長は、高齢者等避難を発令した場合、速やかに、防災行政無線、広報車等により、危険な場所から高齢者等は避難を開始するよう広報する。	第3編 自然災害応急対策 第10節 避難誘導 1 高齢者等避難 (1) 市長は、河川で氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるときに、高齢者等避難を発令・伝達する。この際、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける。 (2) 市長は、高齢者等避難を発令した場合、速やかに、防災行政無線、広報車等により、危険な場所から高齢者等は避難を開始するよう広報する。	P 1 1 6 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）を反映 ・高齢者等以外の者に対する呼びかけについて記載

新 旧 対 照 表 (1 8 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第10節 避難誘導 2 避難指示等 (1) 避難指示等の基準 ア 市長は、市民の生命又は(略) ○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき。 (2) 避難指示等の住民への周知 イ 住民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線(同報系無線、戸別受信機を含む。)、Lアラート(災害情報共有システム)、緊急速報メール、公式SNS等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。 ウ 危険が切迫したエリアへの伝達については、(略)	第3編 自然災害応急対策 第10節 避難誘導 2 避難指示等 (1) 避難指示等の基準 ア 市長は、市民の生命又は(略) ○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき。 (2) 避難指示等の住民への周知 イ 住民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線(同報系無線、戸別受信機を含む。)、Lアラート(災害情報共有システム)、緊急速報メール、公式SNS等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。 ウ 府及び市町村、事業者は避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。 エ 危険が切迫したエリアへの伝達については、(略) (項目番号順次繰り下げ)	P 1 1 6 ④府【R7.3 修正】の反映 ○国通知に基づく修正 「土砂災害危険箇所」等の使用停止 P 1 1 7 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正(R3.5)を反映 ・避難者等に役立つ的確な情報提供について記載
第3編 自然災害応急対策 第10節 避難誘導 4 避難者の誘導(略) 5 警戒区域の設定(略)	第3編 自然災害応急対策 第10節 避難誘導 4 避難者の誘導 避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。(略) 5 広域避難 (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 (2) 都道府県外の広域避難の協議等 市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議する。 6 警戒区域の設定(略)	P 1 1 8 ～ 1 1 9 ①府【R3.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正(R2.5)を反映 ・避難誘導時に、避難に資する情報の提供に努めることを記載 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正(R3.5)を反映 ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難実施のための自治体間協議について記載(災対法(R3.5))

新 旧 対 照 表 (1 9 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第11節 二次災害の防止 1 公共土木施設等 (1) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置 エ 必要に応じて、大阪府を通じNPO 法人大阪府砂防ボランティア協会へ斜面判定士の出動を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行う。	第3編 自然災害応急対策 第11節 二次災害の防止 1 公共土木施設等 (1) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置 エ 必要に応じて、大阪府を通じNPO 法人大阪府砂防ボランティア協会へ斜面判定士の出動を要請する。斜面判定士は、土砂災害警戒区域等や被災施設に対する点検を速やかに行う。	P 1 2 0 ④府【R7.3 修正】の反映 ○国通知に基づく修正 「土砂災害危険箇所」等の使用停止
第3編 自然対策応急対策 第12節 交通規制・緊急輸送活動 1 道路交通の規制・管制 (2) 府、市、道路管理者 ウ 道路啓開 (略) 道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動に際して民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、府警察（池田警察署）、他の道路管理者と相互に協力する。	第3編 自然対策応急対策 第12節 交通規制・緊急輸送活動 1 道路交通の規制・管制 (2) 府、市、道路管理者 ウ 道路啓開 (略) 道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や、放置車両の移動に際して民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、府警察（池田警察署）、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとる。	P 1 2 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・道路啓開に係る記載を追記
第3編 自然災害応急対策 第16節 生活支援体制 大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は府と連携して、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、複合的な災害が起きることを考慮して長期間の対応が可能な生活支援体制の整備を図る。 市は府と連携し、生活支援体制の整備に当たり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降の生活支援について検討を行う。	第3編 自然災害応急対策 第16節 生活支援体制 大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は府と連携して、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげる。 この際、複合的な災害が起きることを考慮する。 また、市は府と連携し、生活支援体制の整備に当たり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降の生活支援について検討を行う。	P 1 3 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・災害ケースマネジメントに係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 0 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第19節 指定避難所の開設・運営 1 指定避難所の開設 避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を選定し、開設を周知するとともに、速やかに市職員を派遣し、施設管理者と連携した指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。 (略) また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。 2 指定避難所の管理・運営 (2) 指定避難所の管理・運営の留意点 避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 ア 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告 (略) エ 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握 (略) (つづく)	第3編 自然災害応急対策 第19節 指定避難所等の開設・運営 1 指定避難所の開設 避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を可能な限り当初から選定し、開設を周知するとともに、速やかに市職員を派遣し、施設管理者と連携した指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。 (略) また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に情報発信するとともに、府に報告するよう努める。 2 指定避難所等の管理・運営 (2) 指定避難所等の管理・運営の留意点 避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 なお、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 ア 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告 なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用する。 (略) エ 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等を把握し、必要な措置を実施 (略) キ 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置 (つづく)	P133～134 ②府【R4.1修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）を反映 ・可能な限り多くの避難所開設について記載 ・避難所の混雑情報等の多様な手段を活用した周知について記載 ④府【R7.3修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・指定避難所等の管理、運営に係る記載を追記 ○表現の適正化 ・文章構成等を修正 ○防災基本計画の修正を反映 ・在宅避難者等の支援拠点及び車中泊避難に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 1 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
(つづき) キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施 (略) タ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること (略) テ 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと ト 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、必要な情報について共有するものとする。	(つづき) ク 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態並びに指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施 (略) チ 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 (略) ト 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行う。 ナ 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、必要な情報について共有する。 ニ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 ヌ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	P 1 3 4 ～ 1 3 5 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・指定避難所等の管理、運営に係る記載を追記 ○表現の適正化 ・文章構成等を修正 ○防災基本計画の修正を反映 ・在宅避難者等の支援拠点及び車中泊避難に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 2 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第20節 緊急物資の供給 (略) なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。 (略) 府及び市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁又は非常本部等）に対し、物資の調達を要請する。 (以下略) 1 給水活動 (1) 給水方法 ア 浄水場、配水池及びその周辺での拠点給水の実施	第3編 自然災害応急対策 第20節 緊急物資の供給 (略) なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。(略) 府及び市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。(以下略) 1 給水活動 (1) 給水方法 ア 浄水場や配水池の付近及び小学校や病院等での拠点給水の実施	P 1 3 6 ②府【R4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正（R3.5）を反映 ・記載内容の充実 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・緊急物資の供給に係る記載を追記 ⑤表現の修正
第3編 自然災害応急対策 第21節 保健衛生活動 (略) 健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。 (略) 3 被災者の健康維持活動 (略) 助言、加療へつなぐ等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。 (略) (1) 保健指導や巡回相談等の実施 ア 生活環境の整備、健康管理や被災者の心のケアを行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による保健指導、巡回健康相談を実施する。 イ (略) ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。 (つづく)	第3編 自然災害応急対策 第21節 保健衛生活動 (略) 健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講じる。 (略) 3 被災者の健康維持活動 (略) 助言、加療へつなぐ等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。 (略) (1) 保健指導や巡回相談等の実施 ア 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による保健指導、巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康診断等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。 イ (略) ウ 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。 (つづく)	P 1 3 9 ～ 1 4 0 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・保健衛生活動における福祉的な支援の実施について追記 ④府【R7.3 修正】の反映 ○能登半島地震の振り返りを踏まえた修正 ・災害関連死の防止に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 3 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
(つづき) (2) 心の健康相談等への協力 府に対して精神保健チームの派遣を要請するとともに、同活動を支援し、次の業務について協力する。 ア 災害による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変によるアルコール・薬物依存症等に対応するため、性差を考慮しつつ心の健康に関する相談窓口を設置する。 イ (略)	(つづき) (2) 心の健康相談等への協力 府に対して精神保健チームの派遣を要請するとともに、同活動を支援し、次の業務について協力する。 ア 災害による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、精神保健福祉センター等に心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 イ (略) (3) 災害関連死の防止 大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいため、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。 4 保健衛生活動における連携体制 (1) 府及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (D I C T) 等の派遣を迅速に要請する。 (2) 府及び市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。 (3) 府は、近畿ブロックの府県が被災した場合、厚生労働省からの要請に基づき、DHEAT 先遣隊を被災府県に派遣し、被災府県の保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を行う。また、他の都道府県が被災した場合、府は、要請に基づき、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援を行う。	P 1 4 0 ～ 1 4 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○最近の施策の進展等を踏まえた修正 ・保健衛生活動の応援要請に係る記載を追記 ・災害関連死の防止に係る記載を追記 ○防災基本計画の修正を反映 ・保健衛生活動における連携体制に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 4 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
4 動物保護等の実施 (略) (1) 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携・協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (略)	5 動物保護等の実施 (略) (1) 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携・協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 また、府及び市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。 (略)	P 1 4 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・動物保護の実施に係る記載を追記
第3編 自然災害応急対策 第22 節 避難行動要支援者への支援 被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。	第3編 自然災害応急対策 第22 節 避難行動要支援者への支援 被災した避難行動要支援者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 この際、避難所の設置を継続するような規模の災害を被った場合においては、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止するために、被災市町村からの要請に基づき派遣される大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の派遣について府と調整する。	P 1 4 1 ②府【4.1 修正】の反映 ○防災基本計画修正を反映 ・大阪 DWAT 派遣について記載 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・社会福祉施設等に対する被災状況やニーズの把握を追記
第3編 自然災害応急対策 第22 節 避難行動要支援者への支援 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 (1) 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握 (2) 福祉ニーズの把握	第3編 自然災害応急対策 第22 節 避難行動要支援者への支援 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 (1) 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握 (2) 看護ニーズの把握 市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるよう努める。 (3) 福祉ニーズの把握	P 1 4 2 ④府【R7.3 修正】の反映 ○最近の施策の進展等を踏まえた修正 ・看護ニーズの把握に係る記載を追記
第3編 自然災害応急対策 第25 節 住宅の応急確保 府及び市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 (略)	第3編 自然災害応急対策 第25 節 住宅の応急確保 府及び市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 (略)	P 1 4 4 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・住宅の応急確保に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 5 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第3編 自然災害応急対策 第27節 廃棄物の処理 1 し尿処理 (1) 初期対応 ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。 2 ごみ処理 (2) 処理活動 イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。 エ 消毒剤、消臭剤、殺虫剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。 オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。 なお、(以下略)	第3編 自然災害応急対策 第27節 廃棄物の処理 1 し尿処理 (1) 初期対応 ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 2 ごみ処理 (2) 処理活動 イ 必要に応じて、仮置場等を設置する。 エ 消毒剤、消臭剤、殺虫剤等及び散布機器を確保し、仮置場等における衛生状態を保つ オ 必要に応じて、災害廃棄物に係る協定を締結している市町村等や、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。 なお、(以下略)	P 1 4 8 ～ 1 4 9 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・し尿処理における初期対応に係る記載を追記 ・用語の統一 ⑤災害廃棄物処理に係る協定締結を反映
第3編 自然災害応急対策 第29節 自発的支援の受入れ 1 ボランティアの受入れ (略) 府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 府及び市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする	第3編 自然災害応急対策 第29節 自発的支援の受入れ 1 ボランティアの受入れ (略) 府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。 府及び市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、男女双方の視点を考慮するなど、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	P 1 5 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・ボランティアの受入れに係る記載を追記 ・災害中間支援組織に係る記載を追記
第4編 事故災害応急対策 第1節 大規模火災応急対策 3 他の消防機関による応援体制 (1) 法令に基づく協定等による応援体制 ク 阪神高速道路及び中央環状線道路の消防出場（覚書） ケ 中国縦貫自動車道路、茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互に関する協定	第4編 事故災害応急対策 第1節 大規模火災応急対策 3 他の消防機関による応援体制 (1) 法令に基づく協定等による応援体制 ク 中国縦貫自動車道路、茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互に関する協定 ケ 新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	P 1 5 8 ⑤記述データの更新（覚書廃止による削除・新規締結）

新 旧 対 照 表 (2 6 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第5編 災害復旧計画 第1節 復旧事業の推進 (略) 被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 (略)	第5編 災害復旧・復興対策 第1節 復旧事業の推進 (略) 被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 (略)	P 1 6 9 ⑤・誤植の修正 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用に係る記載を修正
第5編 災害復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建等の支援 3 罹災証明書の交付等 (略) また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。(略)	第5編 災害復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建等の支援 3 罹災証明書の交付等 (略) また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。(略)	P 1 7 1 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・被災者台帳の作成におけるデジタル技術の活用に係る記載を追記
第5編 災害復旧・復興対策 第2節 復旧事業の促進 6 被災者生活再建支援金等 (2) 被災者生活再建支援制度の概要 エ 支援対象経費 (略) ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) (略) ・ 住宅を賃借した場合 (公営住宅を除く) 上記ウ①～④の世帯 100 万円 上記ウ⑤の世帯 50 万円	第5編 災害復旧・復興対策 第2節 復旧事業の促進 6 被災者生活再建支援金等 (2) 被災者生活再建支援制度の概要 エ 支援対象経費 (略) ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) (略) ・ 住宅を賃借した場合 (公営住宅を除く) 上記ウ①～④の世帯 50 万円 上記ウ⑤の世帯 25 万円	P 1 7 4 ⑤記載誤りの訂正
第5編 災害復旧・復興対策 第5節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。	第5編 災害復旧・復興対策 第5節 ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。	P 1 7 7 ④府【R7.3 修正】の反映 ○防災基本計画の修正を反映 ・ライフライン等の復旧に係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 7 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
付編2 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6. 8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。 また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8. 0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7. 0以上M8. 0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側5 0 k m程度までの範囲でM7. 0以上地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表 3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） （略）	付編2 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6. 8以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始する又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。 また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※8. 0以上の地震が発生したと評価した場合に発表 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※7. 0以上8. 0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側5 0 k m程度までの範囲でモーメントマグニチュード※7. 0以上地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表 3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） （略） ※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。	P 1 8 7 ④府【R7.3 修正】の反映 ○表現の適正化 ・気象庁マグニチュードとモーメントマグニチュードに係る記載を追記

新 旧 対 照 表 (2 8 / 2 8)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
付編2 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応 第2節 防災対応について 市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。 （略） 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。 （略） 第3節 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について 1 伝達情報及び系統 （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意） （略） 2 伝達事項 （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容 （略）	付編2 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応 第2節 防災対応について 市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。 実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、府、市をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に府及び市は連携して、土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。 （略） 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、以下の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。 （略） 第3節 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について 1 伝達情報及び系統 （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了） （略） 2 伝達事項 （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容 （略）	P187～188 ④府【R7.3修正】の反映 ○表現の適正化 ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に係る記載を追記 ・気象庁マグニチュードとモーメントマグニチュードに係る記載を追記 ⑤脱字の修正